申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職１号ハ」（※）／「高度専門職２号」（※）の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

（１）日本語能力について

☐ 申請人本人が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

☐ 常勤雇用者が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

（２）事業活動に必要な各種許認可等について

☐ 必要な許認可等を取得している（立証資料を添付）。

（取得している許認可等を記載）

☐ 許認可等を取得していない。

（許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等）

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日：　　　年　　　月　　　日

所属機関名：

作成者（申請人又は代理人）：

立証資料（添付書類）の例

■日本語能力

〇申請人本人が日本語能力を有する場合

・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面

・卒業証明書の写し

〇常勤雇用者が日本語能力を有する場合

・常勤雇用者の賃金支払に関する文書

（日本人である場合）

・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）

（特別永住者である場合）

・住民票、特別永住証明書の写し

（中長期在留者（永住者含む）である場合）

・住民票、在留カードの写し

・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面

・卒業証明書の写し

■許認可等

〇事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書の写し等）